

List Finder 利用規約

第1条(目的)

本List Finder利用規約(以下「本規約」という)は、業務委託契約に基づいて株式会社 Innovation X Solutions(イノベーションエックスソリューションズと読み、以下「甲」という)がList Finderサービス(以下「本サービス」という)を提供するに際し、甲及び委託者又は委託者の指定する本サービスの被提供者(以下「乙」という)との間の本規約の内容をあらわすことを目的とする。

第2条(サービス内容)

本サービスは、別途甲が定める List Finder プラン詳細・価格 (https://promote.list-finder.jp/pdf/terms_service-details/) から構成される。申込み料金プランによって利用できる機能は異なり、乙は料金プランを選択し申込みを行うことで機能を利用できるものとする。

第3条(申込み・承諾)

- 1 乙は、甲に対し、甲が指定した次の各号に掲げる書式のいずれかを提出又は送信する方法により、本サービスの提供に伴う業務委託契約(以下「本契約」という)の申込みを行う。
 - (1) 個別契約書(以下「注文書」という)
 - (2) Web フォーム上の無料トライアル申込み
 - (3) Web フォーム上のフリープラン申込み
- 2 甲は、乙が利用基準を満たすと判断したときにはその申込みを承諾し、乙は、その上で本サービスの利用を開始できる。但し、甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙による本サービスの申込みを承諾しないことがある。
 - (1) 乙が当該申込みに係る本契約上の債務の履行を怠るおそれがあるとき又は債務の履行が困難であると甲が判断したとき
 - (2) 本サービスを利用する Web サイトに、不公正な取引を誘導するおそれがある内容が含まれるとき
 - (3) 本サービスを利用する Web サイトに、虚偽又は、誤認されるおそれがある内容が含まれるとき
 - (4) 本サービスを利用する Web サイトに、投機、射幸心を著しくおこす内容が含まれるとき
 - (5) 本サービスを利用する Web サイトに、社会秩序を乱す可能性がある内容が含まれるとき
 - (6) 本サービスを利用する Web サイトに、非科学的又は迷信に類するもので、不安感を与えるおそれがある内容が含まれるとき
 - (7) 本サービスを利用する Web サイトに、名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、営業妨害となるおそれがある内容が含まれるとき
 - (8) 本サービスを利用する Web サイトに、氏名、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用した内容が含まれるとき
 - (9) 許可・認可を要する業種であり、実際には許可・認可のないとき

- (10) 本サービスを利用する Web サイトに、詐欺的なもの、あるいはいわゆる不良商法とみなされる内容が含まれるとき
 - (11) 乙の事業と本サービスが競合するとき
 - (12) 本サービスで提供される企業情報及び解析データを商用として利用、転売するおそれがあるとき
 - (13) 乙が本サービスの利用申込みに際し虚偽の申込みを行ったとき
 - (14) 乙が違法行為をなすおそれがあると甲が判断したとき
 - (15) 上記のほか、甲の業務執行上支障があると甲が判断したとき
- 3 乙は、契約終了原因の如何にかかわらず本契約が終了した場合といえども、管理上の理由によりバックアップされたデータに包含して、乙から甲に対して提供された個人情報をも甲が保存する場合があることにあらかじめ同意する。なお、本項において定める保存期間については、本規約第 10 条第 3 項に定める閲覧可能期間を経過した日を起点とし、List Finder セキュリティ/サービスレベルの概要に従うものとする。

第 4 条(利用料金及び支払い方法等)

- 1 初期費用は 10 万円とし、無料利用設定から有料利用設定に切り替える作業を行うことにより発生する。若しくは有料利用のログイン用ユーザーID・パスワードを新規発行することにより発生する。
- 2 月額利用料金は申込みプランに基づく料金とし、初期費用が発生する場合はその翌月から発生し、初期費用が発生しない場合は利用開始の翌月から発生する。
- 3 利用できる機能の多い料金プランに変更した場合は、申込みを行った当月より機能を利用できるものとし、当月から月額料金に変更されるものとする。利用できる機能の少ない料金プランに変更した場合は、申込みを行った翌月から機能を制限し、翌月から月額料金に変更されるものとする。
- 4 甲の作成した注文書記載の金額と本規約及び申込みプランとが一致しない場合には、当該注文書が優先する。
- 5 利用料金の締め日は毎月 25 日とし、支払期日は「翌月末払い」とする。但し、契約初月においては、基本月額料金は第 2 項の定めに従うものとする。また、従量課金(List Finder プラン詳細・価格 に定めるものをいう)については利用開始日から当月 25 日までの分を契約初月から課金対象とする。但し、当事者間で別段の定めがあるときはこの限りでない。
2025 年 12 月分の請求までは従来通り下記定めとする。
利用料金の支払期日は「サービス月末締め、翌月末払い」とする。但し、当事者間で別段の定めがあるときはこの限りでない。
- 6 乙は、毎月の利用料金を甲の指定する銀行口座に振込送金の方法により支払う。
なお、振込手数料は乙の負担とする。
- 7 乙において本サービスの申込み者と請求先が異なる場合、利用料金その他債務の支払の責任は請求先が負い、申込み者はそれを連帯して保証するものとする。

第5条(名刺データ化代行)

- 1 乙は本サービス画面の名刺データ化代行申込みフォームを通じて、次に掲げる各業務(以下、これらの業務を総称して「名刺データ化代行」という)の申込みをすることができる。
 - (1) 訪問による名刺の授受を前提とした名刺のスキャン業務
(但し、訪問可能エリアは東京23区内に限る)
 - (2) 郵送による名刺の授受を前提とした名刺のスキャン業務
 - (3) スキャンされた名刺のデータ化業務
- 2 乙は、名刺データが納品された旨の通知メールを受信した後に、本サービスの画面上から納品された名刺データの確認を行った上で、本サービスの利用に供するために、個人情報として名刺データをインポートする。
- 3 名刺データ化に要する費用は、List Finder プラン詳細・価格 (https://promote.list-finder.jp/pdf/terms_service-details/) のとおりとする。

第6条(AIサポート機能)

1. 乙が本サービスに付加された「ChatGPT を利用した AI サポート」機能 (ユーザーが入力及び送信した指示、質問その他一定の情報に対し、人工知能が最適化した内容を回答し、又は提案する機能。以下「本機能」という。) 等を利用する場合には、乙は、OpenAI, Inc.に関する利用規約等を遵守するものとする。
2. 乙は、本機能の利用に当たり、以下の各号の全てについてあらかじめ承諾する
 - (1) 乙が本機能を用いて入力及び送信した情報が OpenAI, Inc.その他本機能を提供する事業者へ送信され、保存及び利用されること。
 - (2) 乙が本機能を用いて入力及び送信した情報が人工知能 (OpenAI, Inc.の提供する「ChatGPT」等をいうがこれらに限られない。以下同じ。) によって学習され得ること (人工知能の精度や機能の改善のために利用され得ること)。
 - (3) 甲が、本機能の品質向上やマーケティングを目的として、乙が入力及び送信した情報並びにこれに対する人工知能の回答内容を収集し、分析し、期間を定めることなく保持すること。
 - (4) 甲が、本機能によって生成された情報が第三者の権利を侵害していないことを保証するものではなく、OpenAI, Inc.その他本機能を提供する事業者によるサービス提供の継続を保証するものではないこと。
 - (5) 本規約第 17 条 (非保証及び免責等) が本機能の提供においても適用されること。
 - (6) 乙は、自らの判断に基づいて本機能を用いて情報を入力及び送信し、又は、本機能により人工知能が生成した回答又は提案を取捨選択し、参照し、改変し、若しくは利用 (以下「利用等」という。) するのであり、乙が本機能の利用等によってもたらされる結果、影響その他の一切について責任を負うこと。
3. 乙は、個人情報、秘密情報 (本規約第 22 条) のほか、第三者に開示することを希望しない情報の一切について、本機能の利用時に入力及び送信しないものとし、本項の定め に反した乙の行為については前項第 6 号に基づいて乙が責任を負うものとする。

第7条(権利の譲渡)

乙は、本規約に定める権利義務を、第三者に譲渡することはできないものとする。但し、甲による事前の書面若しくは電磁的記録での承諾がある場合はこの限りでない。

第8条(乙の権利の範囲)

乙により本サービスのシステムに登録された顧客情報の所有権は乙に帰属するものとする。

第9条(本サービスの変更又は停止)

- 1 甲は、本サービスの改善等のため、乙の承諾を得ることなく本サービスの細目を変更することができるものとする。但し、甲は速やかに変更内容等について乙に通知するものとする。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を停止又は中断することができる。
 - (1) 本規約上の債務の履行を怠ったとき
 - (2) 違法に又は公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 注文書に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
 - (4) 本サービスを利用する Web サイトに法令に違反する状態が生じ、又は生ずるおそれがあるとき
 - (5) 本サービスに係るサーバー等機器類が故障したとき、又はメンテナンス作業が必要であるとき
 - (6) 本サービスに係るソフトウェア及びその他のソフトウェアに障害が発生したとき、又は、メンテナンス作業が必要であるとき
 - (7) 本サービスに係る電気通信設備の障害が発生したとき、又は、メンテナンス作業が必要であるとき
 - (8) 本サービスの提供が甲及び乙に損害をもたらすとき
 - (9) その他本サービスを中断する必要があると甲が判断したとき
- 3 甲は、甲が乙に対し、本サービスを利用するWebサイトの閲覧者保護を目的として具体的措置を講じることを要請したにもかかわらず、乙が合理的理由なく6ヶ月間継続して当該措置を講じなかったときに本サービスの提供を停止又は中断することができる。
- 4 甲は、前2項により本サービスの提供を停止又は中断するにあたり、甲の責によらない場合又は甲が緊急やむを得ないと判断した場合を除き、特段事情のない限り、事前に甲の判断する方法にて乙に通知するものとする。
- 5 甲は、乙が本条第2項(1)から(3)に該当すると判断した時には、乙に対してその是正を求めることができる。
- 6 乙は、本条第2項(1)から(3)、(7)、(8)及び同条第3項に掲げる本サービス提供の停止事由又は中断事由に該当しないよう是正措置をとった場合、甲に対し、速やかに当該事由の是正を完了した旨を通知するものとする。甲が乙による停止事由又は中断事由の是正が完了したことを確認できた場合、甲は、特段の事情のない限り、乙に対し、本サービスの提供を再開するものとする。

第10条(契約の期間と解除)

- 1 甲は、乙から注文書の受領したことを確認した後、乙に対し、サービス利用開始日までに一対

のログイン用ユーザーID・パスワードを通知する。乙は、本項に定める甲からの通知が完了した時点から本サービスの利用を開始できる。

- 2 本サービスの最低契約期間は月額利用料金発生月から6ヶ月間とし、契約期間満了月末日から1ヶ月以上前までに甲又は乙により書面による解約の通知が無い場合、更に6ヶ月間自動更新され、その後も同様とする。但し、当事者間で別段の定めがあるときはこの限りでない。
- 3 乙が解約の通知をする場合は、別途、甲が定めるList Finder サービス利用解約申請書にて甲に申し出ることとする。なお、乙が登録した顧客情報は解約月の翌月末まで閲覧できるものとする。
- 4 乙が、乙の都合で最低契約期間の経過以前に解約する場合、乙は甲に対して最低契約期間に対しての残月数分の月間費用全額を支払わなければならない。
- 5 甲は乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知催告を要することなく、直ちに本サービスの利用提供を解除することができる。
 - (1) 重大な過失により本サービスに関連して、甲又は、第三者に損害を発生させた場合、若しくは甲に対する背信行為があったとき
 - (2) 本規約のいずれかの条項に違反したとき
 - (3) 注文書に虚偽の内容を記載したことが判明したとき
 - (4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (5) 差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行若しくは競売の申立て、又は租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき
 - (6) 任意整理に着手したとき
 - (7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (8) その他本契約に基づく債務の履行が困難であることが客観的に明白になったとき
 - (9) 甲又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本サービスを利用した、又は利用しようとしたとき
 - (10) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害したとき
 - (11) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (12) 第24条に反したとき
 - (13) 第9条の第5項に基づき、甲が乙に対し是正を求めたにもかかわらず、乙が速やかに是正処置を講じなかったとき

第11条(遅延損害金)

乙が本サービスの利用料金その他の債務について支払期日までに支払いを怠った場合、乙は甲に対し、支払期日の翌日より完済の日まで民法の定める割合による遅延損害金を甲が指定する期日までに支払う。なお、遅延損害金の計算は、年365日の日割計算により行うものとする。

第12条(個人情報等の取扱い)

- 1 甲の個人情報保護の基本方針は、別に定めるプライバシーポリシーに基づく。

- 2 前項に関わらず、乙が本サービスの利用に関連して知り得た個人情報若しくは利用する個人については、甲とは独立した乙の定める個人情報の保護に関する規定やデータの収集の規定による。乙は個人情報保護法及び個人情報に関する国が定める指針や規範を遵守するものとし、甲は、これらの乙の規定や活動に対していかなる義務や責任も負わないものとする。
- 3 甲は本サービス提供に必要な申込み者及び乙の個人情報を除き、乙から本サービスが受信した個人情報を乙による事前の許可が無い限り閲覧・編集しない。甲は、使用方法やサイト閲覧傾向等の統計上の情報を集成的な形式で第三者に提供することはあるが、かかる情報に個人を識別するような情報は含まれない。
- 4 甲は、乙から甲に提供された個人情報に関し、管理上の理由(例えば、災害対策等を理由とするがこれに限られない)によりデータのバックアップをすることがある。但し、甲はバックアップの義務を負わないため、甲によるバックアップは乙の責任において行うバックアップを補完するものではなく、乙が本サービスを介して取得した情報の復旧を保証するものでもない。
- 5 甲は、契約終了原因の如何にかかわらず、本契約が終了した場合には、本規約第3条第3項に定める個人情報の保存期間が経過するまでの間に乙が本サービスを介して取得した情報のうち甲の設備等に記録されている全てのデータ(前項に定めるバックアップデータを含む)を削除する。
- 6 甲は、乙に各種サービスのサポートをする上で、乙が保有する個人情報等を乙の画面上にて閲覧する可能性があるが、甲はその情報を所持及び第三者に開示、漏洩しないものとする。

第13条(再委託)

甲は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を甲の判断にて第三者に再委託することができる。この場合、甲は、当該再委託先(以下「再委託先」という)に対し、第12条(個人情報等の取扱い)、第22条(秘密保持義務)、第24条(反社会的勢力ではないことの表明保証)について、当該再委託業務遂行において甲の義務と同等の義務を負わせるものとする。

第14条(ユーザーID・パスワードの管理)

- 1 乙は、パスワードを厳に秘密として保持するものとする。
- 2 乙は、通知されたログイン用ユーザーID・パスワードにより本サービスを利用する場合は、乙自身の利用とみなされることに同意するものとする。
- 3 乙は、乙のユーザーID・パスワードを盗用され、又は、紛失若しくは漏洩した場合、速やかにパスワードの変更を行い、甲にその旨を通知するものとする。
- 4 ユーザーID・パスワードの管理不備、使用上の過誤、第三者の使用等により乙自身及びその他の者が損害を被った場合、甲は一切の責任を負わないものとする。
- 5 第三者が乙のユーザーID・パスワードを用いて、本サービスを利用した場合、当該利用は全て乙によるとみなされるものとし、乙はかかる利用についての利用料金等の支払その他の債務一切を負担するものとする。また、当該利用により甲が損害を被った場合は、乙は当該損害を補填するものとする。但し、甲の故意又は過失によりユーザーID・パスワードが第三者に利用された場合はこの限りでない。

- 6 乙はユーザーID・パスワードを第三者提供にあたらぬ委託先に貸与又は発行して利用することができるものとする。但し、その場合はその旨を甲に報告するものとする。

第 15 条(本サービス用設備保守及びセキュリティ対応)

甲は、本サービス用設備の保全及び情報セキュリティ対策を甲が合理的と判断する範囲で行う。

第 16 条(障害等)

- 1 甲は、本サービスに乙に通知すべき障害が生じたことを甲が知ったときは、遅滞なく乙にその旨を通知し、速やかにその障害箇所を修理・復旧するものとする。
- 2 上記のほか、本サービスに不具合が発生したときは、甲乙協議のうえ各自の行うべき対応措置を決定して、甲乙それぞれが当該対応措置を実施するものとする。

第 17 条(非保証及び免責等)

- 1 本サービスは、甲がその時点で保有している状態で提供しており、乙が予定している利用目的への適合性、完全性、正確性、有効性及びバグ等の不具合がないことを保証するものではないことを乙は予め承諾する。
- 2 甲は、特段の事情のない限り、本サービスについてのバグ等の不具合の修正、改良等の実施を即時に、最大限の努力をもって行うが、甲が即時に対応できない場合があることを乙は予め承諾する。
- 3 本サービスは本サービス用設備の故障が発生しないこと、連携している第三者が提供するサービスの持続可能性について保証するものではないことを乙は予め承諾する。
- 4 甲は、データバックアップ機器の稼働状態の監視を行うが、データが保存されない又は保存されたデータが不完全である等本サービスに保存されたデータが不完全なものとなり得ることを乙は予め承諾する。
- 5 本サービスはアクセス元が EEA 圏内の場合、そのアクセスを計測の対象から除外するものとする。
- 6 本サービスで提供される企業情報及び解析データの数値は、独自システムで計測されるものであり、その正確性について甲は保証するものではない。
- 7 乙は、以下の場合、その正確性が著しく低下する可能性があることを予め承諾する。
 - (1) お問い合わせやお申込みの完了通知ページのドメインが複数にまたがっているとき
 - (2) お問い合わせやお申込みのページと確認ページ、完了通知ページが全て同一 URL のとき
 - (3) お問い合わせやお申込みのページにパラメーターが含まれるとき
- 8 データの保存期間及び有効期間
 - (1) 企業及び個人のサイト閲覧情報の閲覧及び保存期間は閲覧情報の取得日から 2 年間とする。
 - (2) メール配信機能にて生成されたメール内のクリック URL の有効期間は、配信(生成)日から 2 年間とする。
- 9 甲の責に帰すべき事由により、乙が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、甲は、甲が乙の利用不能を知った時刻から起算して 24 時間以上その状態が継続した場合に限り、

月額利用料金の 30 分の 1 に利用不能の日数を乗じた額(円未満切り捨て)を限度として、乙の請求により乙に現実に発生した損害の賠償に応じる。但し、甲が支払うべき損害額が 1 万円未満の場合は、利用不能の時間と同等の契約期間の延長により損害を賠償するものとする。

- 10 サーバー設備及び本サービスに使用するネットワークの保守上やむを得ない場合や天災、戦争その他の非常事態により乙が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合において、本サービスを提供できないことにつき、甲は責任を負わない。
- 11 乙の Web サイトを閲覧した者その他の第三者が本サービスの利用や不具合について乙にクレームをした場合には、乙が自らその責任において当該クレーム又はクレームに起因する紛争を解決するものとし、甲は責任を負わない。
- 12 甲が前項に定める第三者から直接本サービスの利用や不具合についてのクレームを受けた場合には、甲は直ちに乙に対してその旨を通知し、甲から通知を受けた乙は、自らその責任において当該クレーム又はクレームに起因する紛争を解決するものとし、甲は責任を負わない。
- 13 本サービスの利用や不具合に起因して損害が生じた場合には、損害を負担する主体その他事後の対応について甲乙間で誠実に協議するものとする。
- 14 本サービスに関連して、甲はログデータなどのデジタル証拠となりうるデータの提供に関して一切の責任を負わない。但し法令に従った要請(捜査関係事項照会書による要請を含む)や法令の手續上必要とされる場合、他のお客様、第三者の権利を保護するために必要な場合等、甲が必要と判断した場合は提供するものとする。

第 18 条(禁止事項)

- 1 乙は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 甲若しくは第三者の著作権・商標権等の知的財産権、その他の財産権等の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - (2) 甲のネットワークやインターネット網、それらに接続されたサーバー設備等に不正にアクセスする行為
 - (3) 人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴その他不当な差別、偏見その他の不利益が生じ得るためその取扱いに特に配慮を要する個人情報収集し、分析の対象とし、又は顧客情報に包含して登録する行為
 - (4) 他の利用者や第三者に著しく迷惑をかけ、また社会的に許されないような行為
 - (5) 公序良俗に反する行為及びそのおそれのある行為
 - (6) 法令に違反する行為
 - (7) 本サービスの複製、改変若しくはリバースエンジニアリング、リバースアセンブル、又はリバースコンパイルその他これに類する行為
 - (8) その他、甲が本サービスの利用者として相応しくないと判断する行為

第 19 条(通知方法)

本契約における甲から乙への通知は、別段の定めのない限り、書面、電磁的記録その他甲が

適当と判断する方法により行うものとする。

第 20 条(変更届)

- 1 乙は、本契約に基づき甲に届け出た事項に変更を生ずる場合には、事前に甲に対して甲所定の方法でその旨を届け出なければならない。
- 2 乙が前項の届出を怠ったことに起因する損害については、乙がその全責任を負うものとする。

第 21 条(規約の変更)

- 1 甲は、乙への予告なく本規約の内容を変更することができる。但し、本規約の変更内容が利用料金その他重要事項の変更である場合には、甲は適用期日まで相応の期間の猶予をもって乙に通知するよう努めるものとする。
- 2 本規約の変更については、甲が当該変更を通知(甲のサーバー内の所定の箇所に掲示した場合を含む)した後において、乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用するものとする。

第 22 条(秘密保持義務)

- 1 甲又は乙は、本契約に基づき知り得た相手方の営業上、技術上その他業務上の一切の秘密(以下「秘密情報」という)を第三者に開示、漏洩してはならない。但し、次の各号の情報については、この限りでない。
 - (1) 開示を受けた時点において既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けた時点において既に自己が所有していたもの
 - (3) 開示を受けた後に自己の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
 - (5) 開示の前後を問わず、秘密情報を利用せずに独自に開発したことを証明し得るもの
 - (6) 法令の規定又は裁判所若しくは政府機関の命令、指導等に基づきその開示が要求されたもの
- 2 秘密情報の開示を受けた当事者(以下「受領者」という)は、事前に秘密情報を開示する当事者(以下「開示者」という)による事前の書面による承諾を得た場合以外は、本契約遂行の目的に必要な範囲を超えて秘密情報を複製又は複写しない。なお、当該複製物についても秘密情報として取扱うものとする。
- 3 受領者は開示者から提供、開示された秘密情報については、本契約終了後又は開示者からの要請があった場合は、速やかに返却又は破棄するものとする。
- 4 本条に定める当事者の義務は、本契約終了後も存続するものとする。

第 23 条(損害賠償)

甲又は乙は、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、これにより生じた通常の損害について、本契約により支払済みの代金額の総額又は 30 万円のいずれか低い額を上限として賠償を請求することができる。

第 24 条(反社会的勢力ではないことの表明保証)

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む)が反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団構成員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、準暴力団又は準暴力団構成員その他これらに類する者を意味します。以下同じ)ではないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを保証するものとする。
- 2 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む)が反社会的勢力等であることが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとする。
- 3 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む)が反社会的勢力等と次の各号の一つにでも該当する関係を有することが判明した場合は、何らの催告又は通知等を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 反社会的勢力等によって経営を支配される関係
 - (2) 反社会的勢力等がその経営に実質的に関与している関係
 - (3) 自己又は第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - (4) 反社会的勢力等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関係
 - (5) その他役員又は経営に実質的に関与している者と反社会的勢力等との間の社会的に非難されるべき関係
- 4 甲及び乙は、それぞれ相手方(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる役員を含む。)が自ら又は第三者を利用して次の各号にでも該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲又は乙及び甲又は乙の関係者の信用を棄損し、又は業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 5 甲又は乙が、本条各項の規定により本契約を解除した場合には、その相手方に損害を生じても何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲又は乙に損害が生じたときは、本契約を解除された当事者はその損害を賠償するものとする。

第 25 条(準拠法、合意管轄)

- 1 本規約の準拠法は日本法とする。
- 2 本規約に定めのない事項については、信義誠実の原則に基づいて、甲と乙との協議によって定める。
- 3 甲と乙との間で紛争が生じた場合、管轄裁判所は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 26 条(存続条項)

期間満了又は解除その他事由の如何を問わず本契約が終了した場合といえども、第 23 条(損害賠償)及び第 25 条(準拠法、合意管轄)は、契約終了後も有効に存続するものとし、第 22 条(秘密保持義務)は契約終了後3年間有効に存続するものとする。

(別紙 1)

無料トライアル期間のお客様につきましては、List Finder 利用規約の以下の該当条項につきまして本別紙の内容を適用いたします。

第 2 条(サービス内容)

乙は無料トライアル期間中に「企業属性付与」を利用できないものとする。

第 4 条(利用料金及び支払い方法等)

乙の無料トライアル期間中の月額利用料金等は無料とし、乙に対する甲の債権は発生しないものとする。

第 5 条(名刺データ化代行)

乙は無料トライアル期間中に「名刺データ化代行」サービスの申込みをできないものとする。

第 6 条(AI サポート機能)

乙は無料トライアル期間中に「AI サポート機能」サービスの申込みをできないものとする。

第 9 条(本サービスの変更又は停止)

甲は、本サービスの改善等のため、乙の承諾を得ることなく本サービスの細目を変更することができるものとする。また、甲は、乙が無料トライアル期間中の場合には変更内容等について、乙に通知する義務を負わないものとする。

第 10 条(契約の期間と解除)

- 1 甲が乙から Web フォームからの無料トライアル申込みの受領を確認し、サービス利用開始日に一対のログイン用ユーザーID・パスワードを通知する。通知が完了した時点から本サービスの利用を開始できるものとする。
- 2 本サービスの無料トライアル期間は 20 日間とし、利用開始日より 20 日間が経過した日をもって自動的に解約となるものとする。
- 3 乙が登録した顧客情報は、解約日まで閲覧できるものとする。
- 4 無料トライアル期間中は、該当しない。

第 11 条(遅延損害金)

無料トライアル期間中は、該当しない。

第 17 条(非保証及び免責等)

甲の責に帰すべき事由により、乙が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合、利用不能の期間と同等の契約期間の延長により損害を賠償するものとする。

第 19 条(通知方法)

無料トライアル期間中は、該当しない。

(別紙 2)

フリープラン利用のお客様につきましては、List Finder 利用規約の以下の各該当条項につきまして本別紙の内容を適用いたします。

第 2 条(サービス内容)

乙がフリープラン利用中「企業属性付与」は利用できないものとする。

第 4 条(利用料金及び支払い方法等)

乙がフリープラン利用中、月額利用料金等は無料とし、乙に対する債権は発生しないものとする。

第 5 条(名刺データ化代行)

乙がフリープランを利用している期間には「名刺データ化代行」サービスの申込みをできないものとする。

第 6 条(AI サポート機能)

乙はフリープランを利用している期間には「AI サポート機能」サービスの申込みをできないものとする。

第 9 条(本サービスの変更又は停止)

甲は、本サービスの改善等のため、乙の承諾を得ることなく本サービスの細目を変更することができるものとする。また、甲は乙がフリープラン利用中の場合は変更内容等について、乙に通知する義務を負わないものとする。

第 10 条(契約の期間と解除)

- 1 甲が乙から Web フォームからのフリープラン利用申込みの受領を確認し、サービス利用開始日に一対のログイン用ユーザーID・パスワードを甲から乙に通知する。通知が完了した時点から、乙は本サービスの利用を開始できるものとする。
- 2 甲が乙から Web フォームからのフリープラン解約申込みの受領を確認後、5 営業日以内を目

安に乙へ通知した解約日又は本サービスが終了となった場合のいずれか早い時(以下「フリープラン終了時」という)を以て契約が終了するものとする。

- 3 乙が登録した顧客情報は、フリープラン終了時まで閲覧できるものとする。
- 4 フリープラン利用中は、該当しない。

第 11 条(遅延損害金)

フリープラン利用中は、該当しない。

第 17 条(非保証及び免責等)

甲の責に帰すべき事由により、乙が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合でも損害の賠償は発生しないものとする。

第 19 条(通知方法)

フリープラン利用中は、該当しない。

附則

制定 2019年 9月 2日
改定 2022年 2月28日
改定 2022年 8月16日
改定 2022年 9月30日
改定 2023年 1月10日
改定 2023年 4月 1日
改定 2023年 8月 4日
改定 2024年 4月 3日
改訂 2025年12月11日

経過措置

改定後の利用規約(第4条5項)の規定にかかわらず、2025年12月31日までに締められる利用料金(2025年12月請求分に相当)までは、なお従前の規定(改訂前の第4条5項)を適用するものとする。

(改訂前の第4条5項)

利用料金の支払期日は「サービス月末締め、翌月末払い」とする。但し、当事者間で別段の定めがあるときはこの限りでない。